ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
(2) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
(3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分以上）継続すること。
(4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する蓄電池（主要な負荷に接続するものであって、その容量が当該蓄電池に接続する全ての負荷を八時間以上作動させるために必要な容量以上であるものに限る。）の容量が、当該蓄電池に接続する全ての負荷を一時間作動させるために必要な容量を下回ること。
(5) 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
(6) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
(7) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
(8) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
(9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
(10) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
(11) 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
(12) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁若しくは燃料被覆管の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
(13) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

ハ　ナトリウム冷却型高速炉（規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
(2) 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失すること。
(3) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が三十分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）第五十八条第一項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、五分以上）継続すること。
(4) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する蓄電池（主要な負荷に接続するものであって、その容量が当該蓄電池に接続する全ての負荷を八時間以上作動させるために必要な容量以上であるものに限る。）の容量が、当該蓄電池に接続する全ての負荷を一時間作動させるために必要な容量を下回ること。
(5) 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
(6) 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。
(7) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
(8) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
(9) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
(10) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
(11) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
(12) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

ニ　ナトリウム冷却型高速炉（ハに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
(2) 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(3) 原子炉の運転中に全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。
(4) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。
(5) 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
(6) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(7) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

ホ　試験研究用原子炉（ニに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）

(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。
(2) 原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。
(3) 原子炉制御室が使用できなくなること。